



PwCベトナムニュースブリーフ

VATに関する変更点

2026年5月





ご一読ください

2026年5月5日、政府は2026年6月20日から施行される政令
144/2026/ND-CPを公布しました。

詳細



01

債権売却および譲渡性預金証書

以前の政令181号では、「信用機関ではない納税者間」における売掛金や預金証書の売却を含む債務売却はVATの対象外でした。政令144号はこの免除対象を銀行とする限定を撤廃し、「売掛金や預金証書の売却を含む債務売却」をより広範に対象としています。

02

輸出天然資源および鉱物

政令144は、政令181の附属書Iおよび附属書IIの一覧を改正しています。これらの附属書では、VATの課税対象とならない輸出天然資源および鉱物が定められています。

03

代理店手数料および保険仲介手数料

政令144号は、VAT免除対象範囲について、VATの対象とならない商品・サービスの代理店販売から得られる手数料に加え、VATの対象とならない保険サービスに関連する保険仲介手数料にもこの免除を拡大する。



詳細



04

仕入VATの配分

政令144は、仕入VATの配分計算に用いる収益数値について、仕入VATを個別に把握できない場合には、金融セクターの事業体（例：銀行、証券会社、保険会社）に適用される関連する特別規制に従うべきであることを明確にしています。

この改正により、適用されるVATルールが業種別規制と整合することとなり、その結果、政令181号の下での従来の収益認識よりも広範な収益認識が可能になります。

05

延払い・分割払いに係る非現金決済の証憑

5百万VND以上の物品またはサービスを延払いまたは分割払いの条件で購入した場合、政令144は、銀行振込等の非現金決済を証明する書類がまだそろっていないくても、支払期日前に仕入VATの控除が可能となることを明確にしています。

ただし、契約上の支払期限までに必要な証憑を取得できない場合、買手は既に控除した仕入VATについて修正を行う必要があります。その後、当該証憑を取得した時点で、改めて仕入VAT控除を受けることができます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではありません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn